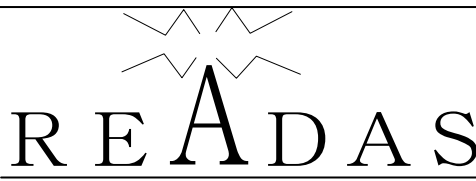


第 4627 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2012年)平成24年 12月 7日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 会計検査院、簡易課税制度の検査報告

Q：会計検査院から、消費税の簡易課税制度の検査結果が公表されているようですが、どのような内容なんですか？

A：みなし仕入率と課税仕入率との乖離によって益税が生じているとしています。

【解説】

さきごろ、会計検査院から、消費税の簡易課税制度についての検査結果が公表されました。概要は、次のとおりです。

- ①みなし仕入率がすべての事業区分において課税仕入率の平均を上回っており、中でも第5種事業の課税仕入率32.4%はその開差（みなし仕入率は50%）が顕著であった。また、事業区分ごとのみなし仕入率との開差においても、課税仕入率がみなし仕入率を下回っている事業者の方が67%から84.9%と多数になっており、第5種事業にいたっては20ポイント超下回っている事業者が全体の49.4%となっていた。
- ②簡易課税制度適用者の多くは、簡易課税制度を適用した課税期間の消費税納付率の方が、本則課税を適用した課税期間の消費税納付率より低くなっていた。
- ③納付消費税額が低額となっている簡易課税制度適用者の中には、多額の課税売上高を有するような規模の大きな事業者も含まれていた。

会計検査院は、多くの簡易課税制度適用者において、いわゆる益税が発生しており、消費税率の引上げが行われれば、益税が増大していくと懸念しています。

